

資産税事務の集中化の実施について

資産税事務におきましては、効果的かつ効率的な事務運営を実施するため、地理的条件等を踏まえた集中化に取り組んでおります。令和5年7月10日以降、下記のとおり資産税事務の集中化を実施することとなりましたので、ご案内いたします。

記

税 務 署 名	
実施署（相談窓口）	対 象 署
富 山	魚 津、砺 波
金 沢	松 任
七 尾	輪 島
福 井	大 野

(注) 富山税務署、魚津税務署、砺波税務署、金沢税務署及び松任税務署は、令和5年7月から新たに実施する税務署を示しています。

- 資産担当職員
対象署には、資産担当職員を配置しておりませんので、対象署管内の納税者や税理士の皆様方に対し、中心署等の資産担当職員から電話や文書により問い合わせをさせていただきますことがあります。
- 対象署の税務署での相談をご希望の方（事前予約のご案内）
相談内容が申告・納税に直結しており、具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談内容については、税務署において面接にて相談をお受けしております。
なお、面接相談は、資産担当職員が常駐していないことから、**事前に電話で相談日時をご予約**いただいております。